

かめやま KAMEYAMA

市議会だより

第12号

平成19年2月1日

発行・三重県亀山市議会

編集・市議会編集委員会

三重県亀山市本丸町577

☎(0595)84-5059

ホームページ

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



2007かめやま「江戸の道」シティマラソン大会

議会の主な動き

- | | | | | | |
|------------|---------------------------|------------------|----------------------------|-----------------|------|
| 31日 | 30日 | 25日 | 19日 | 10日 | ※一月※ |
| 産業建設委員会協議会 | 関西本線名古屋亀山間複線電化促進協議会(名古屋市) | 三重県市議会議長会総会(鈴鹿市) | 議員全員協議会、議会運営委員会、教育民生委員会協議会 | 北勢五市議会懇話会(いなべ市) | |

平成十八年十二月定例会は、十二月四日に招集され、十七日間の会期で開催されました。開会日には、市政及び教育行政についての現況報告があり、その後、議案二十一件、報告一件が上程され、提案理由の説明が行われました。

そして、十一日には上程された議案に対する質疑を、十二日と十三日には市政に関する一般質問を行いました。また、二十日の最終日には、各常任委員会から付託議案の審査報告を受け、追加提出された人事案件とともに原案のとおり可決、承認、同意し、閉会しました。

議案質疑・一般質問

発言通告の要旨

十二月定例会に、各議員から通告があった議案質疑、一般質問の内容(要旨)は、次のとおりです。

※掲載は質問順、《 》は所属会派

議案質疑

坊野洋昭《緑風会》

●議案第四百号亀山市副市長定数条例の制定について

- 1 助役が副市長に名称が変わるだけなのか
- 2 職務内容にどのような違いが出てくるのか
- 3 どのようなメリットがあるのか
- 4 定数一名で良いのか
- 5 収入役の廃止に伴う副市長二人制は検討されたのか

●議案第六十六号亀山市勤労文化会館条例の制定について

- 1 普通財産から指定管理者制

度での管理に代わる理由は何か

- 2 現行の無償貸与とどう違ってくるのか
- 3 亀山市地区労働者福祉協会との話し合いは十分なされたのか。問題点はないのか

●議案第九十九号亀山市民間賃貸共同住宅新築促進条例の一部改正について

- 1 奨励金額算定方法の変更の目的は何か
- 2 どのような違いがでてくると試算したのか
- 3 賃貸住宅は人の入れ替わりがあると思うが、どの様に確認するのか

●議案第一百一十号亀山工業用水道事業給水条例の一部改正について

- 1 第一期工区と第二期工区での料金の違いはなぜか
- 2 料金は企業にとって容認できるものか
- 3 経済産業省への料金に関する説明書を提出し了承されたとあるが、内容を問う
- 4 工業用水の料金の他市との比較はどうなっているか
- 5 県工水の導入後は県工水に切り替えるのか

◇十二月定例会議案一覧◇ 十二月四日開会

○可決した議案

(議案第○号↓議○、報告第△号↓報△)

議104 亀山市副市長定数条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、助役に代えて副市長を置き、定数を定める条例を制定

議105 亀山市民協働センター条例の制定について

市民活動団体の活動の場を整備し、市民及び市相互の協働を推進するため条例を制定

議106 亀山市勤労文化会館条例の制定について

来年度から公の施設と位置付け、指定管理者制度により管理していくため条例を制定

議107 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方自治法の一部改正に伴い、助役、収入役に係る規定等の見直しが生じたため、関連する七条例を改正

議108 亀山市学童保育所条例の一部改正について

井田川小学校区学童保育所の定員を五十人から七十人に増員するための改正

議109 亀山市民間賃貸共同住宅新築促進条例の一部改正について

奨励制度について、市内に住所を有する者の入居割合を含めた奨励金額の算定に変更するための改正

議110 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

合併協議会の調整方針から、合併前の亀山市区域と関町区域とで異なる料金の算定方法を合併前の亀山市区域の方法に統一するための改正

議111 亀山市工業用水道事業給水条例の一部改正について

亀山・関テクノヒルズに立地する企業へ、第二期工区として料金を定めるための改正

議112 亀山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

一部改正について

前田耕一 《市民クラブ》

●議案第五号亀山市市民協働センター条例の制定について

- 1 設置目的について
- 2 使用料の設定について
- 3 利用時間の設定について
- 4 職員の配置計画について
- 5 指定管理者制度の導入について

●議案第九号亀山市民間賃貸共同住宅新築促進条例の一部改正について

- 1 奨励金算定の基準日について
- 2 奨励金申請内容の確認方法について
- 3 毎年の見直しの方法について

岡本公秀 《新和会》

●議案第四百号亀山市副市長定数条例の制定について及び議案第七号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 1 副市長の定数一と最初から決めてかかるのは将来的に見て妥当か
- 2 市長と副市長の間の権限の分担について

3 付随して、収入役の取り扱いについて

3 (会計管理者) の職責をこなう人物について

4 その人物の任命について

●議案第八号亀山市学童保育所条例の一部改正について

- 1 学童保育所の利用者数の今後の見直しについて
- 2 将来の学童保育所の充実を図る意図について
- 3 西小学校への設置について、又費用をかけずに迅速にやる方法はないか

竹井道男 《市民クラブ》

●議案第六号亀山市勤労文化館条例の制定について

- 1 今回の見直しは勤文会館だけだが、導入の経緯と、他の施設は検討されなかったのかについて
- 2 指定管理者の選定はどのように考えているのかについて
- 3 指定管理料の設定はどのように考えているのかについて

●議案第四百号亀山市副市長定数条例の制定について

- 1 副市長を置くこととした地方自治法の改正の趣旨は何かについて
- 2 副市長はどのような権限を持つ役職なのか。助役の職務とはどう違うのかについて

3 改正後、助役はどのような扱いになるのかについて

4 報酬等については副市長の報酬として改めて制定を行うのかについて

福沢美由紀 《いすれの会派にも属さない》

●議案第二百二十四号三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について

- ・後期高齢者医療制度とはどういう制度か

鈴木達夫 《いすれの会派にも属さない》

●議案第五号亀山市市民協働センター条例の制定について

- 1 「市民、市民活動団体及び市相互の協働を推進するための」という目的の確認
- 2 当センター運営の方法について

●議案第八号亀山市学童保育所条例の一部改正について

- 1 当所、来期約八十人の入所者が予定される中、なぜ七十人定員なのか
- 2 市の学童保育所へのニーズの認識と将来計画

議113 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の施行に伴う改正

議114 平成十八年度亀山市一般会計補正予算(第三号)について

職員退職手当、市庁舎耐震化補強事業、福祉医療費助成事業など三億千六百四十四千円を増額

議115 平成十八年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)について

平成十八年度亀山市老人保健事業特別会計補正予算(第一号)について

議116 平成十八年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)について

議117 平成十八年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)について

議118 平成十八年度亀山市水道事業会計補正予算(第二号)について

議119 平成十八年度亀山市工業用水道事業会計補正予算(第一号)について

議120 平成十八年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算(第一号)について

議121 町及び字の区域の変更について

議122 三寺地区の土地改良事業の施行に伴う変更市道路線の認定について

議123 新設道路の押之尾六号線、開発道路の住山六号線を認定

議124 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について

後期高齢者医療制度の事務を処理するため規約を定め、広域連合を設立することについての協議

服部孝規《いずれの会派にも属さない》

- 議案第百四号亀山市副市長定数条例の制定について
- ・ 地方自治法の改正により、市長の権限を副市長に一部委任して執行できるようにしたが、そうした委任は考えているのか

● 議案第百七号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- ・ 地方自治法の改正により、収入役が廃止されるが、経過措置で現在の収入役は任期中は残ることになるのか
- 議案第百五号亀山市市民協働センター条例の制定について
- ・ この条例作成時に、どれだけ市民団体と協議したのか

● 議案第百十一号亀山市工業用水道事業給水条例の一部改正について

- ・ 第一期工区二十八円、第二期工区三十四円七十五銭と料金に差をつけたのはなぜか

櫻井清蔵《いずれの会派にも属さない》

- 議案第百八号亀山市学童保育所条例の一部改正について

て

・ 改正の根拠

- 議案第百九号亀山市民間賃貸共同住宅新築促進条例の一部改正について
- ・ 改正の根拠

一般質問

森美和子《緑風会》

- 少子化対策について
- ・ 子育て支援の本年度に向けての取り組みについて
- 1 乳幼児医療費の現物支給について
- 2 妊婦の歯科検診の財政支援について
- 3 保育料の軽減について
- 4 児童手当の拡充と所得制限の撤廃について
- 5 こどもSOSの家の現状について

● 地域内交通の整備について

- 1 バス等検討委員会の推進状況と今後の方向性について
- 2 市主催の行事や各種団体等の交通手段について
- 学校行政について
- 1 いじめ問題への啓発について
- 2 相談員関係事業について

(心の教室相談員・子どもと親の相談員・スクールカ

ウンセラ―・学習生活相談員)

前田耕一《市民クラブ》

- 亀山市地域防災計画について
- 1 避難所の現況について
- 2 防災用備蓄食料等の現況について
- 3 竜巻発生時の対応について

● JR亀山駅前の整備について

- 1 整備計画の見直しについて
- 2 観光・物産等の案内施設の設置について

水野雷男《新和会》

● 公の施設等の民営化促進について

- 1 本年四月、公の施設の一部を指定管理者制度導入に移行したが、残る施設の民営化の方向を問う
- 2 国民宿舎(関ロジ)と医療センターの民営化をどう考えるか

● 公立私立が混在する保育所、学童保育所のあり方を問う

- 4 民営化を促進する見地から社会福祉法人等への助成の拡充は出来ないか
- 5 市営斎場の運営管理の検討状況を尋ねる

○ 同意した議案

議125 亀山市教育委員会委員の任命について

任期満了となる伊東靖男氏を引き続き任命することに同意
○承認した報告
報27 専決処分した事件の承認について

● 地域生活交通再編事業について

- 1 交通再編の基本構想はどういう方向で検討されているか
- 2 全市の一体感の醸成という観点から関地区、亀山地区のバス交通上の連携をどう考えているのか
- 3 広域交通の見地から近隣都市との連携をどう図っているのか

● 地方自治法の改正への対応について

- 1 クレジットカードによる歳入の納付について
- ① 当市の場合、その必要性をどう思っているのか
- ② この制度を採用した場合、納付にかかる指定代理納付者選定の考え方は
- 2 行政財産の貸し付け又は私権設定拡大がされたが、有効活用を図るうえで当市で検討対象はあるのか

池田依子《緑風会》

● 健康づくり関係事業について

- 1 生まれ月老人健康相談開設について
- 2 保健予防活動に重点を置く取り組みから健康づくり推進員(ヘルスボランティア)の養成
- 3 食生活改善推進員の充足を図るための栄養教室の開催について

● 「障害者自立支援法」について

- 1 「障害者自立支援法」の充実と更なる改善について
- ① 市単独の負担軽減策について

● 放課後の居場所づくり

- ・ 「放課後子どもプラン」実施に向けた対応について
- 市道路線や公園等の名称について
- 1 市道路線や公園等の愛称化について
- ① 市道や公園等の愛称を一般

市民に公募

②愛称審査会の設置

片岡武男《市民クラブ》

●障害者の保育園・幼稚園・小学校(学童保育含め)への入学状況と今後の展望について

1 父兄の希望状況と現実の状況は(希望状況に感じられている状態か)

2 今後市内で入園・入学・学区毎の学童保育含め、希望を充足させるための確立施策は

●使用禁止の焼却炉・焼却器の解体計画について

1 使用禁止の旧焼却炉(関町・亀山市)二基の解体計画は

2 学校関係の焼却器十一器の解体計画は

●市内バス(福祉・通学含め)全ての計画の進捗状況と内容について

1 現在検討中の計画の目的は

2 市内全域網羅される計画か

3 財源確保計画は可能か(数年で廃止計画か)

4 交通弱者の立場で運行して欲しいとの要望に答えられる計画なのか(受益者負担は増額でも運行要望に応えられる計画か)

中村嘉孝《新和会》

●税制改正について

1 税源移譲による市民の税負担の変動について

2 定率減税廃止は市民(納税者)にとつて、どの様な不利益が生じるか

3 定率減税廃止による市民の負担増の試算について

4 償却資産に対する固定資産税について(減価償却制度)

●後期高齢者医療制度について

1 高齢者(七十五歳以上)負担増となるが、市としての所見は、又その対応は

2 亀山市の国保財政への影響について

3 広域連合議会議員の選出について

4 後期高齢者医療制度の保険者を市町村とすることについて

●特別支援教育について

1 学校教育法の一部改訂に伴う影響について

(特殊学級から特別支援教室への移行)

2 障害児学級の廃止による人員削減等による教育現場への影響は

3 特別支援教育における基本的な視点について

●生活交通の確保について

1 生活交通再編事業の進捗状況は

2 デマンド交通システムについて(財政負担の軽減と市民の生活交通の充実)

宮村和典《緑風会》

●これからのまちづくりについて

1 新庁舎建設の方向性を問う

2 環状道路の方向性を問う

3 交通再編(市内バス路線)で検討委員会内での現在までの検討内容を問う

4 地元に関係するものでインフラ整備についてを問う

① 深谷新道について

② 下庄駅西周辺について

●職員に対する倫理規程について

・交通事故に対する懲戒処分

の基準を問う

竹井道男《市民クラブ》

●企業誘致政策について

1 なぜこれまで企業誘致を行ってきたのかについて

2 どの様な効果を期待したのか。進出後の評価はどのようにとらえているのかについて

いて

3 進出企業と地域との関係づくり、行政はどのような役割を果たしてきたのかについて

4 働く人の窓口は十分に機能しているのかについて

5 今後の企業誘致において、どの様な点を強化すべきと考えているのかについて

●亀山市斎場建設について

1 なぜ住山側からの進入路が必要なのかについて

2 住山側からの進入路建設は、和賀白川線の沿線活用の阻害要因にならないのかについて

3 環境センター敷地内を通る進入路については、何が不具合だったのかについて

4 市道野村布気線の改良により環境センター入り口付近はどの様な構造になるのかについて

5 旧焼却炉解体費用捻出の観点から、今回の進入路は再考が必要ではないのかについて

福沢美由紀《いずれの会派にも属さない》

●中学校給食について

1 同じ市でありながら、亀山中学校と中部中学校はお弁

当、関中学校は給食、という格差をいつまで続けるつもりなのか。優先的に取り組むべき課題という認識はないのか

2 給食検討委員会で行われた議論の内容、総括。今まで見学したところの目的、内容、評価。今後の予定と見通し

●亀山市の公共交通のひとつ『バス』について

・十九年度から見直しをするとのことだが、補正予算もついていない。亀山市として、市民の足のバスについてどういう見通しをもっているのか。特に、南部地域のバスについてどういう見通しをもっているのか

鈴木達夫《いずれの会派にも属さない》

●亀山市営斎場建設について

・斎場の運営(経営)について

① 運営に関しての検討委員会

は持たれたか

② 需要予測について

③ PFI方式を導入しない理由の再確認

伊藤彦太郎《いずれの会派にも属さない》

●乳幼児期の社会性の形成について

子供の人格形成において、

乳幼児期の社会性の形成は特に重要であり、その大きな役割を果たしているのが保育所や幼稚園などでの集団生活であると考えてる。

ただ、保育所の入所基準には「保育に欠ける」という条件が存在し、市立の幼稚園には定員があり、定員を超えた場合には抽せんが行われるため、この状況では、居住地域内のどちらの施設にも行けない子供が発生する可能性が考えられる。
この状況について、市としてどう考えているのか

服部孝規《いずれの会派にも属さない》

●十月二十五日の亀山市情報公開審査会の答申について
1 審査会は「条例の改正を急がれたい」と述べているが、これにどう対応するのか
2 審査会は「行政運営上の文書不作成、決裁・供覧手続きの不履行及び担当者要点メモにとどめる扱いが、条例制定の目標たる「公文書」公開原則と住民の情報公開請求権の条例保護に照らし、それらがどれほど大きな問題であるかについての再認識を」市に求めている

が、これにどう答えるのか
3 シャープ誘致という市にとつて大変重要な協議結果を担当者の要点メモで口頭報告し、文書に残さなかったという仕事のやり方は、今でも正しかったと考えているのか

●小、中学校の教職員の超過勤務の実態と現在の人員配置について

1 文部科学省がこの夏に、全国の公立小中学校の教職員を対象に実施した調査で、超過勤務の実態はどうだったのか。また、亀山市の実態はつかんでいるのか
2 いじめなど小中学校での悲惨な事件が多いが、現在の教職員の配置でこうした問題に十分、対応できるのか

櫻井清蔵《いずれの会派にも属さない》

●子育てについて
・幼稚園の運営のあり方
1 市内各園の入園児童数および園舎の状況
2 入園基準と選考のあり方
3 十八年度において入園希望者が抽せんにより選考されたと聞くがそれでよいのかを知りたい
4 保護者の希望に応じ行政が

対応するべきと考えるが、この度の抽せんによる選考を市長として良としているかを知りたい

質疑と答弁

提出議案に対する質疑者とその主な内容は、次のとおりです。
11日 坊野洋昭、前田耕一、岡本公秀、竹井道男
福沢美由紀、鈴木達夫、服部孝規、櫻井清蔵

議案第104号

亀山市副市長定数
条例の制定について

問 地方自治法改正に伴う副市長制への変更について、副市長の定数を一名としているが、将来的に見て妥当か。また、ここに至る議論の経過を尋ねる。

市長から副市長へ権限の移譲を行い、市長は長期的な視野に立って、政策決定を行うことに専念すべきであると思うかどうか。
答 副市長制は、現行の体制を基本として移行するものと考え、定数を一人としている。今回の改正により、現行の助役の職務に加え、市長の権限に属する事務の一部について

●関宿にぎわいゾーンについて
・温泉の活用計画検討結果の報告を

て委任し、その事務を執行することができると規定されたことで、権限と責任が明確に位置づけられた。
今後、具体的な事務委任について、現行の助役の決裁権との整合も図りながら、特定案件を委任するなど、必要に応じて検討する。

議案第105号

亀山市市民協働センター条例の制定について

問 協働とは、行政が賄い切れない諸問題を、地域の方々、市民団体、あるいは一部企業の方々に権限と責任を移譲しながら、財源も与え、まちづくりの課題解決に向け、共に取り組むことと考えてよいのか。

答 協働の目的は、市民、市民活動団体、企業など多様な主体が相互、あるいは行政と協働して、まちづくり等の課題の解決に向け、知恵や力を出し合って、共に取り組むことであると考えてる。
市民活動を活性化していくことが必要であるから、多くの方に利用いただき、利用形態、利用方法が定着するまでは、行政が運営していかねばならないと考えている。



市民協働センター（旧百五銀行跡地）

また、センターの運営方法は、例えば、外部からマネージャーを募集したり、アイデアの提案を受けたりして、運営されるのか伺う。

問 協働センターは、市民が自主的に行う公益性のある活動を支援し、協働を推進する拠点となっているが、市民が自主的に行う公益性のある活動とは何を意味するのか、具体的な内容を尋ねる。

また、使用料については、市内には、公の施設はたくさん設けられており、そのほとんどが有料となっている中、協働センターを無料とした理由は何か。

答 市民の行う公益的な活動は、大変幅が広く奉仕的な活動もあれば料金を取って地域の課題解決を行うようなものもある。

現在、二百団体ほど市民ネットに登録されており、スポーツ団体、文化団体、まちづくり協力しようというような団体もある。

使用料は、市民活動がしやすい環境を整えるとともに、活動の拠点として、より多くの方に利用していただくため無料とした。

議案第106号

**亀山市勤労文化会館
条例の制定について**

問 指定管理の見直しについては、勤労文化会館だけの提案だが、導入の経緯と他の施設の導入は検討されなかったのか。

また、指定管理者の選定と指定管理料の設定はどのように考えているのか。

答 地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設され、当会館を労働者の福利増進のための施設として、指定管理者制度による運営を行っていくことが適当と判断した。管理を進め、平成十九年度から移行したいと考えている。また、他の施設も順次拡大していく方針である。

指定管理者の選定は、選定委員会に諮り決定する。指定管理料は、これまでの管理経費の実績を勘案して適正な経費を計上していく。

議案第109号

**亀山市民間賃貸共同
住宅新築促進条例の
一部改正について**

問 奨励金の算定方法が変更されるがその目的は何か。改正によりどのような違いが出てくるのか。ただ単に定住化の促進のためというだけでは、算定方式を変更する説明にはなっていない。

また、定住策という考え方なら、共同住宅よりも一戸建て住宅を建築する方に対して奨励金を出すべきではないか。

答 市内の共同住宅の戸数がある程度確保され、今後は市内定住化について、さらに促進を図る必要があると考えている。今回の一部改正は、定住化促進の第一歩として、入居者の市内転入を奨励措置の条件として改正を図るものである。

今後、定住化の促進を図るためには、家族用賃貸住宅や持ち家などの一戸建て住宅などの支援策に関しても検討する時期に来ていると認識している。

問 民間賃貸共同住宅新築促進

進条例を改正する必要性はあるのか。今回の条例改正により、改正前に建築された共同住宅と改正後に建築される共同住宅との間で、市の支援に格差が生じることになるがよいのか。

答 今回の一部改正は、さらなる定住化促進の第一歩として、入居者の市内転入を奨励措置の条件とするよう改正するものである。

条例改正後の一月一日以降から適用される共同住宅新築に対する支援は、市内に住所を有する割合を乗じた制度である。それ以前については、従前のままの支援策が適用されることになる。

議案第111号

**亀山市工業用水道
事業給水条例の
一部改正について**

問 シャープ(株)亀山工場と凸版印刷(株)三重工場で工業用水の使用料金に差があるのはなぜか。一つの工業用水道事業の中で、開始時期が違うだけで料金が異なるのは理解できない。

答 料金については、経済産

議案第124号

**三重県後期高齢者
医療広域連合設立
の協議について**

問 後期高齢者医療制度とはどういう制度か。広域連合は、県単位ということだが、住民の声が届きにくくなるのではないのか。



工業用水道配水池

業省の指導を仰ぎながら収支見通しを立て、適正な料金を設定したものである。また、既に経済産業省の内諾も得ており、この一部改正案が議決されたら、正式に承認を受けることになっている。

また、後期高齢者にとって一番心配なのが保険料のことだと思うが、それがどういふふうになるのか。

答 平成二十年四月一日から医療保険制度の一環として、七十五歳以上の高齢者の一人一人を被保険者として保険料を徴収し、医療給付を行う独立の医療制度として創設されるものである。
都道府県の区域ごとに、す

べての市町村が加入する広域連合を平成十八年度末までに設けることとされ、三重県では平成十九年二月一日に設立される予定である。

保険料は、広域連合の区域内については一律の保険料率となるように連合の条例で定められる。被保険者個人単位に賦課されるもので、広域連合が設立されてから決定される。

質問と答弁

市政に関する一般質問の質問者とその主な内容は、次のとおりです。

- 12日 森 美和子、前田耕一、水野雪男、池田依子、片岡武男、
- 13日 中村嘉孝、宮村和典、竹井道男、福沢美由紀、鈴木達夫、伊藤彦太郎、服部孝規、櫻井清蔵

子どもSOSの家の現状について

問 子どもSOSの家に市内では七百軒ほど協力をいただいていると聞く。

子どもを巡る犯罪が多く聞かれる現在、SOSの家は、犯罪に対する抑止力になる一面を感じる。しかし、視点を子供たちに変えたとき、果たして機能しているのかと疑問

に思う。知らない家に子供たちが、逃げ込めるでしょうか。どのような目的で始められたのか。駆け込めないSOSの家にならないための学校の取り組みを伺う。

答 登下校や放課後に不審者に遭遇したり危険を感じたりしたときに駆け込み、安全を確保していただく家で、「子どもSOSの家」の看板を設置し協力をいただいている。

最近では、学校を通じてPTAや子供たちでSOSの家のご協力をお願いに出向くなど、子供たち自身にSOSの家を周知させている地域もある。また、先日、SOSの家への駆け込み訓練を行ったところで、地域の方との連携を深め安全確保に努めたい。



「子どもSOSの家」看板

健康づくり関係事業について

問 健康づくり推進事業も一般財源化され、地方交付税に組み込まれたことから、生活改善推進員の養成は市町村で実施されることになった。高齢化社会では、いかに健康やかに長生きするか、また生活習慣病をいかに予防するかが課題で、これらは食生活と深い関係がある。個人に適した正しい食生活の推進を地域活動を通して取り組んでいくことは重要である。

健康づくり栄養教室を開催し、生活改善推進員の充実を図る必要があるかどうか。

答 生活改善推進員は、亀山市食生活改善推進協議会の会員により構成され、会員数は五十二名となっている。養成講座は、公衆衛生、栄養、調理等のカリキュラムからなる四十時間の栄養教室を受講していただくことになっている。協議会の会員全員が既に受講を終了している。今後は、同推進協議会と連携を図り会員の拡大に努める。

地域生活交通再編事業について

問 バス交通問題について、当市の地形や、集落が分散して立地する形態の中で生活交通の再編成は難しい。しかし、交通弱者のために施策を進めることは、市の責務として大きな課題である。

関地区と亀山地区の人の交流を考えると、現状は、いずれも独立した交通網になっている。全市の一体感を醸成していく見地から、両地区の交通アクセス、ネットワーキ化は重要である。この二つの地区の連携への課題、解決策を

どう考えているか。

答 関地区と亀山地区における生活交通を通じた一体感を醸成には、特に関地区から総合保健福祉センターや医療センターといった、保健福祉、医療拠点へのアクセス確保が望まれる。このため、営業バス路線との路線競合を回避しつつ、当該区間を直接的に結ぶ新たな輸送系統の実現に向け、取り組みを進めたいと考えている。

生活交通の確保について

問 現在、各地でデマンド交通システムが採用されている。このデマンド交通システムは、目的地に直行するタクシーとは異なり、途中で事前に連絡したほかの利用者も乗り合いながら目的地に送るサービスである。

この利用者主導型の新しい交通システムであるデマンド交通システムの導入を検討しているかどうか。
答 現在、市が運行している事前予約制施設送迎サービスの利用者からは、不定期な電話予約サービスよりも定期バスを望むとの意見もいただい

ている。また、デマンド交通システムを導入する場合、予約センター機能、オペレーター機能、通信システムの構築などの経費も必要となる。このため、現状のバス需要量から判断して、本市の交通環境に見合うサービスであるか検討が必要である。

JR亀山駅前の整備について

問 亀山駅前の再開発は、過去にも要望や問題提起がなされてきた。今、亀山市は、シャープ効果などにより全国的にも注目を浴びており、ビジネスや観光など、いろいろな目的を持って訪れる方が多い。しかし、駅前周辺には、空き地や空き店舗が目立っている。

最近、再開発の論議がされているようであるが、まず行政にできるものから、取り組むべきと考えるがどうか。

答 十一月に駅前地域の皆さんにより市の玄関口である駅前を考える、亀山駅周辺まちづくり研究会が発足され、役員の方々と意見交換を行った。市としても、今後、会の皆さんとともに協議、研究をす

るなど、地域の自主的なまちづくり活動に応援をしていきたい。行政が主体では利害の調整が難しいことから、地域の盛り上がりを大切に取組んでまいりたい。



JR亀山駅前

新庁舎建設の方向性について

問 現在の市庁舎は昭和三十三年に建築され、既に五十年近く経過し、老朽化が進んでいる。庁舎の耐震調査の結果でも地震時に倒壊の恐れが指摘されている。また、庁舎の使用においても、駐車場の狭さ、あるいは会議室が少ない

などの諸問題がある。

新庁舎の整備についてのスケジュール的なものを持っているのか。

答 新庁舎の整備は、新市まちづくり計画の中で、新市庁舎整備事業と具体的に明記し、現在、策定中の総合計画の主要な事業の一つであると考えている。

建設スケジュールは、一般的には、検討委員会等を設置し、新庁舎の役割や機能、位置、規模、事業費などの建設の基本方針を定めた基本構想の策定、その後、説明会等の実施、基本計画の策定、基本設計、実施設計、工事着手となり、完成までには相当の期間を要する大規模な事業になる。



市庁舎

亀山市斎場建設について

問 昨年、新しい市営斎場への進入路は、交通安全などを理由として、住山側から設ける案が妥当ではないかとの見解が示され、現在に至っている。現段階で住山側から進入路を設けることは決定したのか。

なぜ新しい市営斎場への進入路は住山側からなのか尋ねる。

答 市営斎場への進入路は、地元自治会との協議と、その後の都市計画審議会での意見を踏まえて住山側からと決定をした。

県道白木西町線の改良が行われると交通量の増加が見込まれ、現在、事故が多発している交差点を回避する必要がある。また、斎場の利用者が短時間に集中し、幹線道路が渋滞したり、交通事故が発生したりするのを回避するため、県道白木西町線からの進入を避けた。

このため、和賀白川線から市営住山住宅南側のグラウンドの国道一号側道寄りに進入路を設置することとした。

問 平成二十年四月の供用開始に向け、新市営斎場の整備が進められているが、整備にあたって、主に運営を検討する委員会ではどのような議論がされているのか。

また、お通夜や告別式などのいわゆるセレモニーの需要予測をどのように見込んでいるのか。

答 斎場建設検討委員会において、利用者の利便性の高い運営や施設利用形態などを取りまとめているところである。近隣市の施設の視察も行い、意見を集約して、設計業者に投げかけ、本市にふさわしい設計内容とすることを目指している。

また、葬祭を行うセレモニーホールの利用は、将来とも増加すると予測している。現在、自宅で葬儀を行って見える年間二百五十二件の約半数、百三十件程度は利用されると見込んでいる。

焼却炉・焼却器の解体計画について

問 平成十七年六月の定例会において、旧関町の焼却炉は老朽が激しく、今後、部分解体を検討することとあつ

たが、旧亀山市の炉については、解体費用は約十億円との答弁があったが、解体計画が示されたかった。最近、焼却炉の解体工事において低額で落札されるケースがあることから、この機会に解体してはどうか。

答 旧亀山市の焼却炉にも老朽化が見受けられる部分もあり、安全面からも緊急対策を講じたい。新年度において国庫補助施設の財産処分、跡地の利用計画を検討したい。

解体と新たな施設の整備に要する費用に対して、内容により二分の一から三分の一の交付金を国が交付する制度が設けられ、この制度を活用し堅実な手法をとっていきたい。旧関町の施設も同様に対応を考えたい。

乳幼児期の社会性の形成について

問 地域の子供たちが、一緒に集団生活が行える地域の幼稚園や保育所の存在というのは、乳幼児期の社会性を形成する上で、特に大きな役割を果たしていると思われる。今後、少子化により地域における子供のコミュニティの形

成が困難になってくる中では、地域の幼稚園や保育所の役割が重要になると思うがどうか。

答 道徳性、社会性などの、人間的感情や生活習慣の形成という側面の教育は、幼児期に家庭で培われるものと思っている。

現在、国では、教育基本法の改正案が審議される中、本市も、学校教育ビジョンを策定し、本市にしかできない幼児教育を進めていく。

また、保育所、幼稚園は、就学前の教育として、これまで重要な役割を果たしてきた。今後とも文部科学省の幼児教育振興アクションプログラム等の諸施策を認識して、保健福祉部とも連携を深め、幼児教育の充実に取り組んでいく。

子育てについて (幼稚園の運営のあり方)

問 市の基本計画には、幼稚園と保育園の一体化について、特区も含めて検討していくと記述されている。

現在、アスレでは空き教室が生じている状況下において、関の幼稚園で入園希望者が定数を一名超過したからといって、あえて抽せんを行わな

ければならなかったのか。

答 平成十九年度の幼稚園児の募集を行ったところ、三歳児において旧亀山市の四園で、また関幼稚園において五歳児が募集人員を超過する応募があった。このため、入園者を公平かつ適正に選考するため抽せん会を実施した。

このような抽せん会は幼稚園独自のものではなく、定数が定められている施設において、応募者が定数を超過した場合には、抽せんを行い決定している。



関乳幼児センターアスレ

小、中学校の教職員の 時間外勤務の実態と 現在の人員配置について

問 亀山市における小・中学校教職員の時間外勤務の実態を把握しているのか。

また、いじめなど生徒指導上の問題については、教職員の多忙を解消し、ゆとりを持つて子供と接することができ環境をつくるのが何より必要である。現在の教職員の配置で、いじめなどの問題に十分対応できるのか。

答 平成十八年度の教職員組合亀山支部の調査によると、小・中学校教員の30%が週十から二十時間、小学校教員の7%と中学校教員の20%が週二十から三十時間、中学校教員の二三%が、三十時間以上の時間外勤務があると報告されている。

また、いじめなど生徒指導上の問題は、関係部署や関係機関との連携を密にし、早期発見、早期対応に努めている。人員配置の上では、今後も児童・生徒支援加配、スクールカウンセラー、子供と親の相談員等の継続を県に要望していく。

中学校給食について

問 市町が合併して二年がたとうとしているが、旧市町のさまざまな施策の調整がなされる中、中学校給食については関中学校のみ実施という状況のままである。この格差をいつまで続けるのか。

また、給食検討委員会は、どのような議論をしているのか。

答 給食は、学校給食検討委員会でも検討しているところである。中学生の食の現状、給食に対する意向、保護者の意向、学校の施設の現状、調理方式、コストの比較などを総合的に検討してもらう必要があると考えている。このため時間がかかって十分な議論をして進めるが、平成十九年度中には結論を出したい。

委員会における議論は、給食の現況、関連法規、他市の状況について資料の提供、アンケート等について意見交換を行った。また、見学や試食も行っている。